

公益財団法人果樹産業振興桐野基金
果樹産地育成助成公募要領

第1条 趣旨

本制度は、愛媛県における果樹産地育成に資する調査研究活動を奨励し、必要とする調査研究費の一部を助成するものである。

第2条 対象

- (1) 対象課題は、果樹の生産、経営、流通、加工、消費、貿易、組織、政策など果樹産業が当面している課題とする。
- (2) 大学などの研究機関の研究者が参加する場合は、あくまでも個人的立場での参加とし、研究の主体が生産者側にある場合に限るものとする。

第3条 応募の方法

自薦、他薦を問わず、本要領に定める対象に該当する者があれば、第1条及び第2条の活動内容、成果等を示す書類を添付し所定の手続きにより応募することができる。

第4条 選考方法

受賞候補者の選考は、理事長が招集する選考委員会で行うものとする。

第5条 選考結果の通知

選考結果は、全農愛媛県本部ホームページ及び果樹園芸誌に掲載する。

第6条 助成額

選考委員会の答申に基づき理事会で決定する。

第7条 対象期間および成果の報告

調査研究期間は毎事業年度8月1日～翌7月31日までを基本とし、期間終了後の8月15日までに成果の報告書を提出すること。

但し、調査研究期間が2年度以上に及ぶ場合は、調査研究開始翌事業年度の8月15日までに中間報告を行い、調査研究終了後、速やかに成果の報告書を提出すること。

第8条 その他

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。